

10. 給付金額等が削減される場合

◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820
 受付時間：月～金 9時～12時、13時～17時(祝日・年末年始を除きます)
 ホームページアドレス：http://www.seihohogo.jp/

11. 現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

◆現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。)して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

(1) 現在のご契約についての留意事項

- ・多くの場合、解約返戻金は保険料払込合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約した場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・現在のご契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。
- ・現在のご契約を解約・減額等された場合、新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります(解約された場合は元に戻せません)。

(2) 新たなご契約についての留意事項

- ・新たなご契約の保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や特別な条件をつけてお引受けする場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- ・新たなご契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、約款に特に定めがあるときを除いて、給付金等のお支払いができません。
- ・新たにお申込みの保険料払込免除特約の責任開始日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物と診断確定されても、主契約および特約の保険料の払込を免除しません。

12. 法令等の改正に伴う普通保険約款の変更

- ◆当社は、公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの普通保険約款に影響を及ぼすと特に認めた場合には、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の支払事由を変更することがあります。
- ◆この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
- ◆(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/)
- ◆生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては当社の総合サービスセンターへご連絡ください。

AIG富士生命総合サービスセンター：TEL 0120-211-901
 受付時間：月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除きます)

この商品について

正式名称	無解約返戻金型医療保険(2013)	(2014年3月3日現在)
呼称	さいふにやさしい医療保険	
保険期間	【終身タイプ】 終身 【有期タイプ】 10年	
保険料払込期間	【終身タイプ】 終身払(0-70歳)・70歳払済(0-60歳)・65歳払済(0-55歳)・60歳払済(0-50歳) 【有期タイプ】 10年(0-70歳) ※()は契約年齢範囲です。0歳は、生後15日以上を対象とします。	
保険料払込方法	月払・半年払・年払	
契約年齢範囲	0-70歳(0歳は生後15日以上)	

- 当パンフレットに記載している保険料等については、2014年3月3日現在の取扱い内容となっております。
- 当パンフレットに記載している税務上の取扱いについては、2014年3月3日現在施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますので、ご注意ください。個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。
- 当パンフレットに記載されている社会保険制度に関する内容については、2014年3月3日現在施行中の制度によります。今後の制度改定によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
 「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保存してください。
 <「ご契約のしおり・約款」記載事項の例>
ご契約のお申込みを撤回することができます。(クーリング・オフ制度) 保険料の払込方法について 給付金等のご請求について
健康状態や職業等の告知義務について 払込猶予期間とご契約の効力 給付金等をお支払いできない場合
保障の責任開始期について 効力を失ったご契約の復活 ご契約の解約と解約返戻金
- 保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。
 この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「医療保険」です。「保険種類のご案内」は当社の代理店または最寄りの支店にご請求ください。
- 生命保険募集人について
 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等がされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する当社の承諾が必要になります。尚、お客さまの担当者である当社生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。

[引受保険会社]

AIG富士生命保険株式会社

本社 〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル
 総合サービスセンター ☎0120-211-901
 受付時間：月～金 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

[募集代理店]



無解約返戻金型医療保険(2013)

ついてます!

AIG富士生命
健康サービス



心配な病気や、まさかのケガに、
ムリなく備えられる保障があります。



ゴールドリボンは、小児がんに関するあらゆる支援の世界共通のシンボルマークです。世界中の多くの団体がゴールドリボンを掲げ、小児がんへの理解の普及、治療研究、精神的・経済的支援などの目的で活動を行っています。
 AIG富士生命は、小児がんに関する支援活動を目的としたゴールドリボン推進活動を行う団体「公益財団法人 がんの子どもを守る会」の会員になっています。

『基本保障』+『上乗せ保障』で、さいふにやさしいムダのない保障!



備えておきたい、4つの基本保障をしっかりと!

1 病気・ケガによる入院を手厚く保障

入院給付金(疾病入院給付金・災害入院給付金)はそれぞれ1回の入院につき60日(60日型の場合)、保険期間(更新契約の保険期間を含みます)を通じて1,095日を限度にお支払いします。(1回の入院に対する支払限度日数は30日・60日・120日のいずれかから選択いただけます)*1
*1 保険期間中に入院給付金の支払限度日数の型を変更することはできません。

ポイント
いまどきの医療事情にあわせた

入院給付金 日額 **10,000円**

※入院給付金日額は20,000円まで選択可

2 手術給付金の給付倍率の型は4種類から選択

手術給付金の給付倍率の型を、I型・II型・III型・IV型の4種類から選択いただけます。*2・*3 健康保険の対象となる約1,000種類の手術を保障します。
*2 I型の場合、手術に対する保障はありません。
*3 保険期間中に手術給付金の給付倍率の型を変更することはできません。

給付倍率の型	I型	II型	III型	IV型
入院中	0倍	5倍	10倍	20倍
入院中以外	0倍	5倍	5倍	5倍

※「入院中」とは入院給付金の支払対象期間を、「入院中以外」とは入院給付金の支払対象以外の期間を指します。

3 放射線治療特約(2013)を付加した場合 病気やケガによる放射線治療を保障

公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で放射線治療料の算定対象とされている放射線治療、または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたときに、60日に1回を限度に主契約の入院給付金日額の5倍の放射線治療給付金をお支払いします。(血液照射は除きます)

ポイント
心配な「がん」への備えも!

4 先進医療特約(2013)を付加した場合 健康保険の対象外となる 先進医療にかかる技術料を保障

厚生労働大臣が定める「先進医療」による療養を受けられたとき、その技術料と同額を、通算して2,000万円を限度にお支払いします。

通算支払 限度 **2,000万円**

入院給付金日額10,000円等の頼もしい保障が、たとえば30歳男性で

さいふにやさしい 月々の保険料 **3,002円** おすすめプラン・終身払の場合 (詳細はP9を参照)

+さらなる安心は、3つの上乗せ保障に!

1 無事故給付金特約を付加した場合 健康なら5年ごとに 無事故給付金をお支払い

5年ごとの対象期間中に、お支払いがなかったとき、無事故給付金をお支払いします。
(無事故給付金特約は手術給付金の給付倍率がI型のときには付加できません。)

主契約の入院給付金日額の **20倍**

※20倍まで選択可

2 7大生活習慣病特約(2013)を付加した場合 7大生活習慣病に対する入院は 保障日数が最長180日に

7大生活習慣病で入院されたとき、1回の入院につき主契約とあわせて最長180日まで保障します。

入院1回につき **最長60日** ▶ **最長180日に**

*3 主契約の入院給付金の支払限度の型が60日型の場合

3 保険料払込免除特約を付加した場合 所定の症状・状態に該当 されたら保険料払込を免除

所定の症状・状態に該当されたとき、以後の保険料のお払込みは必要なく、保障は継続します。
(保険料払込免除特約は保険期間が終身の場合のみ付加いただけます。)

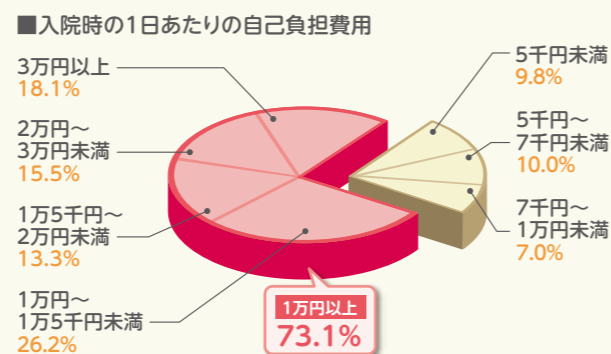
保険期間中、保障は継続

3つすべての上乗せ保障を付加すると、たとえば30歳男性で

さいふにやさしい 月々の保険料 **6,352円** 充実保障プラン・終身払の場合 (詳細はP10を参照)

ご存知ですか? 1 入院時の1日あたりの自己負担費用は平均21,000円、約7割の人が1万円以上!

※過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人の、直近の入院時の1日あたりの自己負担費用。
※治療費・食事代・差額ベッド代などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
出典:生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」をもとに当社にて作成



ご存知ですか? 2 入院患者の約3人に1人が7大生活習慣病での入院。その中には、平均在院日数が90日を超える病気も!

7大生活習慣病 ▶ 悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・腎疾患・肝疾患

■傷病別の入院患者構成割合

7大生活習慣病 :31.7%
その他の疾病など(損傷も含む) :68.3%



■主な生活習慣病の平均在院日数

脳血管疾患	93.0日
高血圧性疾患	41.2日
糖尿病	36.1日

出典:厚生労働省「平成23年 患者調査」をもとに当社にて作成

保障の特長
保障プラン
特約・特則のご説明
充実サポート
月払保険料
よくあるご質問
重要事項説明書

あなたの“ぴったり”が見つかる、4つのプランをご用意!



保障内容例

※入院給付金の1入院の支払限度日数が60日の場合

必要に応じて、好きなプランをお選びいただけます。

※右記以外のプランをご希望の場合には、裏表紙に記載の募集代理店にお問い合わせください。



		給付金(特約・特則名称)	このような場合にお支払いします
基本保障	主契約	入院給付金	病気やケガで入院されたとき 入院給付金日額×入院日数 日帰り入院から保障
	主契約	手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けられたとき 入院給付金が支払われる入院中に受けた手術 入院給付金日額×給付倍率(入院中) 手術回数無制限 入院給付金が支払われる入院中に以外に受けた手術 入院給付金日額×給付倍率(入院中以外)
	主契約	死亡給付金	保険料払込期間満了後に死亡されたとき ※有期払の場合のみのお取扱いです。 入院給付金日額×10
特約	特約	放射線治療給付金 (放射線治療特約(2013))	病気やケガの治療を目的として 所定の放射線治療を受けられたとき 放射線治療1回につき、主契約の入院給付金日額×5
	特約	先進医療給付金*1 (先進医療特約(2013))	病気やケガの治療を目的として 先進医療による療養を受けられたとき 先進医療による療養1回につき、先進医療にかかる技術料と同額

基本保障プラン	
基本をしっかり確かな安心! おすすめプラン	とことんさいふにやさしく! お手軽プラン
日額 10,000円	日額 10,000円
入院中1回につき 10万円 (日額10,000円×10)	—
入院中以外1回につき 5万円 (日額10,000円×5)	—
10万円 (日額10,000円×10)	10万円 (日額10,000円×10)
1回につき 5万円	1回につき 5万円
先進医療にかかる技術料と同額 (通算支払限度2,000万円)	先進医療にかかる技術料と同額 (通算支払限度2,000万円)

上乗せ保障プラン	
健康な場合も給付金をお支払い! 無事故給付金プラン	より充実の保障をご希望なら! 充実保障プラン
日額 10,000円	日額 10,000円
入院中1回につき 10万円 (日額10,000円×10)	入院中1回につき 10万円 (日額10,000円×10)
入院中以外1回につき 5万円 (日額10,000円×5)	入院中以外1回につき 5万円 (日額10,000円×5)
10万円 (日額10,000円×10)	10万円 (日額10,000円×10)
1回につき 5万円	1回につき 5万円
先進医療にかかる技術料と同額 (通算支払限度2,000万円)	先進医療にかかる技術料と同額 (通算支払限度2,000万円)
20万円	20万円
—	入院61日目~180日目について 日額 10,000円
—	保険料の払込を免除

上乗せ保障	
無事故給付金*2 (無事故給付金特則)	5年ごとの対象期間満了時に生存し、かつ、対象期間中に主契約の入院給付金・手術給付金のいずれもが支払われなかったとき 入院給付金日額×20
7大生活習慣病入院給付金 (7大生活習慣病特約(2013))	7大生活習慣病により、主契約の入院給付金における1入院の支払限度日数を超える入院をされたとき 入院1回につき、主契約の入院給付金日額×(入院日数-60日)
保険料払込免除*3 (保険料払込免除特約)	3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態に該当されたとき等 ※主契約においても保険料払込免除が適用される場合があります。 詳細はP16「●保険料の払込免除について」をご確認ください。

手術給付金の給付倍率の型

Ⅲ型

I型

Ⅲ型

Ⅲ型

*1 先進医療特約(2013)の付加は、先進医療特約(08)および引受基準緩和型先進医療特約(10)を含め、被保険者1人につき、1契約に限りです。*2 無事故給付金特則は手術給付金の給付倍率の型がI型のときには付加できません。*3 保険料払込免除特約は有期タイプの保険期間をお選びいただいたときには付加できません。

お支払い例

脳卒中*4で入院

入院中に手術給付金の給付対象となる手術を1回受け、100日間継続入院した場合

おすすめプランの場合

入院給付金…600,000円(日額10,000円×60日)
手術給付金…100,000円(入院中:日額10,000円×10)

合計 **700,000円**

お手軽プランの場合

入院給付金…600,000円(日額10,000円×60日)

合計 **600,000円**

充実保障プランの場合

入院給付金…600,000円(日額10,000円×60日)
7大生活習慣病…400,000円(日額10,000円×(100日-60日))
入院給付金
手術給付金…100,000円(入院中:日額10,000円×10)

合計 **1,100,000円**

保険料払込免除適用!
※詳細はP16「保険料の払込免除について」をご確認ください。

手術給付金の給付倍率の型

給付倍率の型	I型	II型	III型	IV型
入院中	0倍	5倍	10倍	20倍
入院中以外	0倍	5倍	5倍	5倍

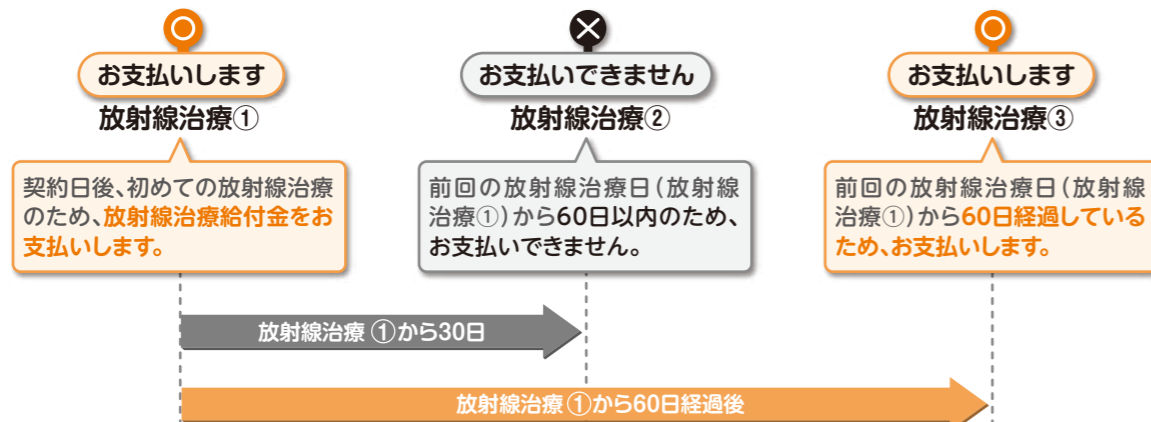
※「入院中」とは入院給付金の支払対象期間を、「入院中以外」とは入院給付金の支払対象以外の期間を指します。

保障の特長
保障プラン
特約・特則のご説明
充実サポート
月払保険料
よくあるご質問
重要事項説明書

放射線治療特約(2013)について

- 病気・ケガにより放射線治療を受けられたとき放射線治療給付金をお支払いします。
- 放射線治療を複数回受けたとき、放射線治療給付金は60日に1回を限度に、何度でもお支払いします。

■ 放射線治療を複数回受けたときの放射線治療給付金のお支払い例

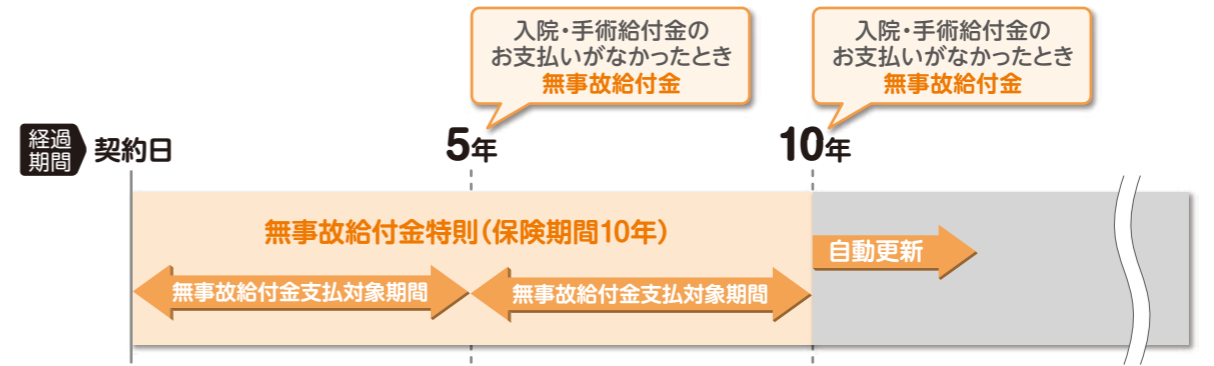


対象となる放射線治療の例 悪性新生物(がん)の治療 冠動脈内治療 脳血管内治療 バセドウ病の治療

※病状によっては支払事由に該当しない場合もあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。または、裏表紙に記載の募集代理店・総合サービスセンターにお問い合わせください。

無事故給付金特則について

- 5年ごとの対象期間中に、入院給付金・手術給付金のお支払いがなかったとき、無事故給付金をお支払いします。無事故給付金額は、40,000円から「主契約の入院給付金日額×20」までの範囲で設定いただけます。



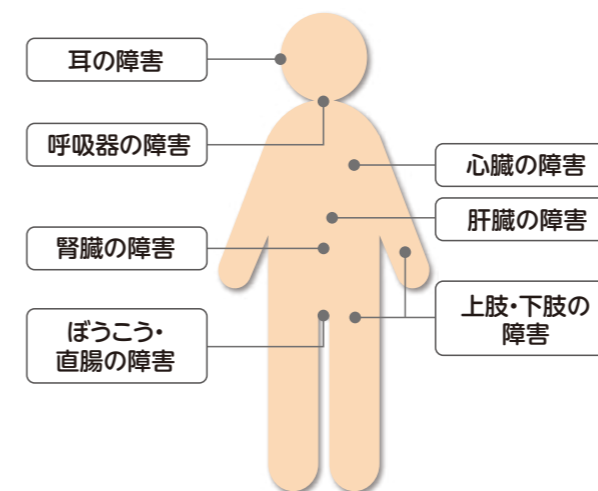
保険料払込免除特約について

- 保険料払込期間中に所定の状態に該当したとき、以後の保険料の払込が免除されます。

① 以下の3大疾病で所定の状態に該当したとき

悪性新生物(がん)	責任開始期前を含めて、初めて悪性新生物(がん)に罹患したと医師により病理組織学的所見等によって診断確定されたとき。※上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、および責任開始期から起算して90日以内に乳がんが罹患した場合は、保険料払込免除の対象となりません。
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。※狭心症等は除きます。
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診察を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

② 以下の身体障害状態になったとき



※責任開始期以後の傷害または疾病を原因としたときに限ります。

③ 以下の要介護状態になったとき

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎの①または②のいずれかに該当し、その状態が180日以上継続したとき

① 常時寝たきり状態で、下記aに該当し、かつ下記b～eのうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態

- a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - b. 衣服の着脱が自分ではできない。
 - c. 入浴が自分ではできない。
 - d. 食物の摂取が自分ではできない。
 - e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
- 2項目以上の該当を要します。

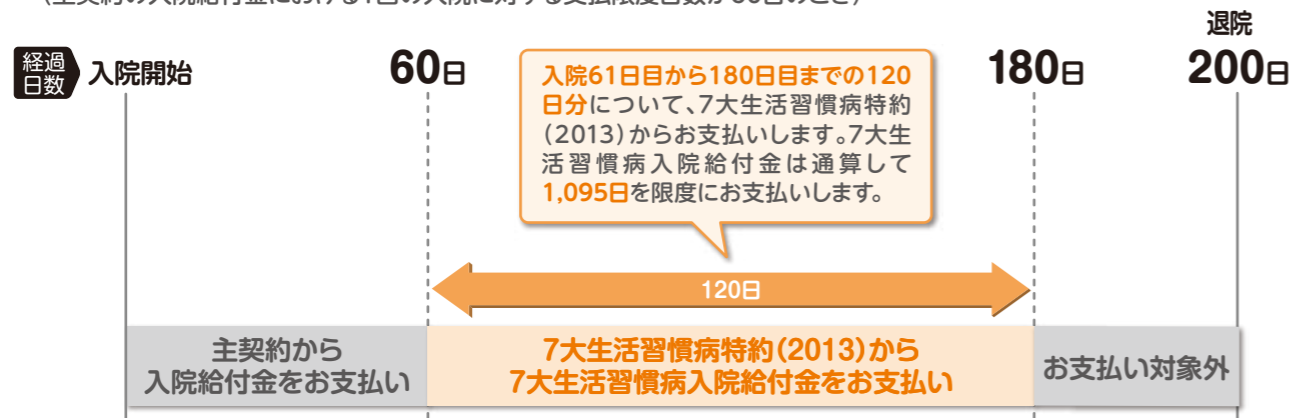
② 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ他人の介護を要する状態

※所定の身体障害状態に関する条件及び用語の定義につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。または、裏表紙に記載の募集代理店・総合サービスセンターにお問い合わせください。

7大生活習慣病特約(2013)について

- 7大生活習慣病の治療を目的とした入院をされ、その入院日数が、主契約の入院給付金における1入院の支払限度日数を超えたとき、1回の入院につき主契約の入院給付金とあわせて、180日を限度にその入院日数に応じて7大生活習慣病入院給付金をお支払いします。

■ 7大生活習慣病により200日入院されたときのお支払い例 (主契約の入院給付金における1回の入院に対する支払限度日数が60日のとき)



対象となる7大生活習慣病 悪性新生物(がん) 糖尿病 心疾患 高血圧性疾患 脳血管疾患 腎疾患 肝疾患

※病状によっては支払事由に該当しない場合もあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。または、裏表紙に記載の募集代理店・総合サービスセンターにお問い合わせください。

専門家に相談できる安心を、
あなたに。ご家族に。

AIG富士生命健康 サービス

「AIG富士生命健康サービス」は、経験豊かなスタッフによる日常の健康相談や、診断された病気に関する見解や今後の治療方針・方法等について総合相談医によるセカンドオピニオン、また総合相談医の判断によっては専門臨床医の紹介までサポートいたします。

万が一病気になってしまったとき、
病気や治療のことについて相談
できれば安心だと思いませんか?



当サービスのご利用は保険期間満了までとなります。

健康医療相談サービス

ご利用
いただける方 被保険者様
被保険者様と同居のご家族様

こんな時にご利用いただけるサービスです。

- 不意の怪我の応急手当は?
- 家族の介護のことで相談したい。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。
- 夜中に赤ちゃんが熱を出したときの対処について。

経験豊かなスタッフが、日々の健康に安心をお届けいたします。

日々の健康管理や緊急時など迅速・適切にお応えできるよう、24時間・年中無休体制を整えています。健康な毎日をすごしていただくお手伝いをさせていただきます。

- 医療相談
- 介護相談
- 医療機関情報提供
- 健康相談
- 育児相談
- メンタルヘルスの相談

364名のスタッフが日々の健康に安心をお届けします。

●ドクター(129名) ●オペレーター(36名) ●ヘルスカウンセラー(199名)
保健師・助産師・看護師・心理カウンセラー・管理栄養士などキャリアのある相談員(2013年7月現在)

(健康医療相談サービスのご利用にあたって)

- ご利用者様の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合がございます。
- 国外の相談及び国外からの相談等はお受けできません。

よくあるご質問 セカンドオピニオンサービスについて

- Q1** 電話をすれば優秀専門臨床医を紹介してくれて、受診の予約も取ってくれるのですか?
A1 お電話のみで優秀専門臨床医の紹介や受診予約を行うことはできません。優秀専門臨床医の紹介は総合相談医のセカンドオピニオンの結果、総合相談医が優秀専門臨床医の紹介が必要と判断した場合のみとなります。総合相談医が面談でセカンドオピニオンを提供するにあたりましては、現在、お客様が通院中の医療機関から診察関連資料(診療情報提供書・画像診断・検査データなど)をご準備いただくことが必要となります。
- Q2** 直接(総合相談医とのセカンドオピニオンなしに)優秀専門臨床医の紹介をしてほしいのですが?
A2 優秀専門臨床医の紹介が必要かどうかの判断は、総合相談医の判断となります。必要と判断された場合、紹介状(診療情報提供書)が渡され、それを持って優秀専門臨床医を受診(通常保険診療)することとなります。紹介状は医師でないと書くことができません。そのため、総合相談医を通さずに、優秀専門臨床医を紹介することはできません。
- Q3** 病名、症状名が判明していないとなぜセカンドオピニオンが受けられないの?
A3 病症状に応じて、セカンドオピニオンを提供する医師を決定しております。病名が不明ですと、何科のどの総合相談医に依頼をすべきか判断できません。また、セカンドオピニオンは主治医以外の意見を求めることですので、初診でのご利用はできません。
- Q4** 日常的にみられる病気および軽度の外傷等でセカンドオピニオンを利用できますか?
A4 セカンドオピニオンサービスは、専門的な知識を必要とされる疾病や、治療に関する判断が難しい疾病等を対象とするものです。日常的にみられる疾病や軽度の外傷等は対象外となります。

*「AIG富士生命健康サービス」は、AIG富士生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)がご提供します。ご利用に際しては諸条件がありますので、詳細はご契約後にお送りするご案内資料をご覧ください。

セカンドオピニオンサービス

ご利用
いただける方 被保険者様

こんな時にご利用いただけるサービスです。

- 医者に手術しか治す方法はないと言われた。
- 高度な医療が必要らしいが、どうしたら良いのか解らない。
- 他の治療法がないのか? 専門の医師に相談したい。
- 専門医の意見が聞きたい。

ヘルスカウンセラーによる相談・手配

専任のスタッフが、病症状や既往歴等をお伺いし、セカンドオピニオン時に必要な資料・書類の説明をいたします。

面談によるセカンドオピニオンの提供(二つ目の意見)

総合相談医(*)との面談を通じ、より良い医療を選択するために、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法などについて二つ目の意見を聞くことができます。

(セカンドオピニオンの結果、総合相談医がより高度な専門性を必要と判断した場合には、優秀専門臨床医を紹介します。)

セカンドオピニオンサービス(面談によるサービス)

受付時間 月～土9:00～18:00 日、祝日、年末年始(12/31～1/3)を除く

*総合相談医…医学会の各専門分野を代表する医大の教授、名誉教授クラスの先生方

(セカンドオピニオンサービスのご利用にあたって)

- 下記の「よくあるご質問」も必ずご確認ください。
- 地域や医師の指定は出来ません。なお、セカンドオピニオンの面談場所は、ティーベック(株)が指定した場所となります。
- 地域や内容によりご希望に沿えない場合があります。また、その他諸条件がありますので、サービスを受ける際にご確認ください。

[保険期間]終身(無事故給付金特則のみ10年)
 [保険料払込期間]終身または60歳(無事故給付金特則のみ10年)
 [保険料払込方法]月払口座振替・月払クレジットカード払

● 保険料払込期間は **終身(終身払)**・**60歳(有期払)** からお選びいただけます。

基本保障プラン

おすすめプラン

お手軽プラン

保険料の単位:円

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	—
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:I型(手術に対する保障はありません) 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	—
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
1,772	2,066	6
1,782	2,086	7
1,812	2,126	8
1,822	2,178	9
1,862	2,238	10
1,902	2,300	11
1,942	2,360	12
1,992	2,440	13
2,042	2,502	14
2,082	2,582	15
2,132	2,652	16
2,172	2,734	17
2,232	2,824	18
2,282	2,916	19
2,342	3,018	20
2,392	3,120	21
2,452	3,230	22
2,522	3,332	23
2,572	3,464	24
2,642	3,586	25
2,702	3,728	26
2,772	3,882	27
2,852	4,024	28
2,922	4,176	29
3,002	4,360	30
3,092	4,542	31
3,172	4,746	32
3,252	4,960	33
3,342	5,194	34
3,442	5,438	35
3,542	5,724	36
3,642	6,028	37
3,762	6,354	38
3,882	6,722	39
4,002	7,108	40
4,132	7,546	41
4,272	8,046	42
4,422	8,596	43
4,572	9,208	44
4,712	9,920	45
4,892	10,734	46
5,072	11,670	47
5,252	12,772	48
5,452	14,076	49
5,652	15,594	50
5,862		51
6,072		52
6,312		53
6,542		54
6,782		55
7,042		56
7,302		57
7,552		58
7,832		59
8,132		60
8,442	取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。	61
8,752		62
9,102		63
9,452		64
9,832		65
10,202		66
10,622		67
11,062		68
11,512		69
11,982		70

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
1,522	1,556	6
1,552	1,586	7
1,592	1,616	8
1,622	1,648	9
1,662	1,698	10
1,702	1,750	11
1,742	1,790	12
1,782	1,850	13
1,822	1,892	14
1,872	1,962	15
1,912	2,012	16
1,972	2,074	17
2,022	2,144	18
2,072	2,206	19
2,132	2,288	20
2,192	2,370	21
2,252	2,450	22
2,322	2,542	23
2,392	2,634	24
2,462	2,736	25
2,532	2,848	26
2,612	2,962	27
2,692	3,094	28
2,782	3,216	29
2,872	3,350	30
2,972	3,502	31
3,082	3,676	32
3,192	3,850	33
3,302	4,034	34
3,402	4,238	35
3,532	4,464	36
3,642	4,708	37
3,782	4,974	38
3,932	5,282	39
4,062	5,588	40
4,232	5,956	41
4,392	6,346	42
4,562	6,796	43
4,722	7,298	44
4,912	7,860	45
5,102	8,514	46
5,302	9,270	47
5,502	10,162	48
5,722	11,206	49
5,932	12,434	50
6,162		51
6,412		52
6,682		53
6,942		54
7,242		55
7,532		56
7,852		57
8,182		58
8,542		59
8,922		60
9,332		61
9,742		62
		63
		64
		65
		66
		67
		68
		69
		70

上乗せ保障プラン

無事故給付金プラン

充実保障プラン

保険料の単位:円

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	付加:20万円
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	付加:20万円
7大生活習慣病特約(2013)	付加:1万円 [主契約の入院給付金日額 ×(入院日数-60日)]
保険料払込免除特約	付加

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
4,592	4,886	6
4,682	4,986	7
4,772	5,086	8
4,802	5,158	9
4,862	5,238	10
4,902	5,300	11
4,942	5,360	12
4,972	5,420	13
5,002	5,462	14
5,022	5,522	15
5,052	5,572	16
5,072	5,634	17
5,112	5,704	18
5,142	5,776	19
5,182	5,858	20
5,212	5,940	21
5,252	6,030	22
5,302	6,112	23
5,332	6,224	24
5,382	6,326	25
5,442	6,468	26
5,492	6,602	27
5,572	6,744	28
5,642	6,896	29
5,702	7,060	30
5,792	7,242	31
5,872	7,446	32
5,932	7,640	33
6,002	7,854	34
6,082	8,078	35
6,162	8,344	36
6,242	8,628	37
6,342	8,934	38
6,442	9,282	39
6,542	9,648	40
6,632	10,046	41
6,752	10,526	42
6,862	11,036	43
6,972	11,608	44
7,072	12,280	45
7,212	13,054	46
7,352	13,950	47
7,472	14,992	48
7,612	16,236	49
7,752	17,694	50
7,882		51
8,052		52
8,212		53
8,362		54
8,522		55
8,722		56
8,902		57
9,072		58
9,272		59
9,492		60
9,742		61
9,972		62
10,242		63
10,512		64
10,792		65
11,082		66
11,402		67
11,742		68
12,132		69
12,522		70

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
4,912	5,216	6
5,002	5,316	7
5,112	5,416	8
5,152	5,508	9
5,212	5,588	10
5,252	5,660	11
5,312	5,720	12
5,342	5,800	13
5,382	5,842	14
5,422	5,912	15
5,452	5,992	16
5,482	6,054	17
5,532	6,134	18
5,572	6,226	19
5,632	6,318	20
5,672	6,410	21
5,732	6,518	22
5,802	6,610	23
5,852	6,742	24
5,912	6,854	25
6,002	7,016	26
6,072	7,170	27
6,172	7,332	28
6,262	7,494	29
6,352	7,688	30
6,492	7,930	31
6,602	8,164	32
6,712	8,398	33
6,812	8,642	34
6,922	8,906	35
7,042	9,212	36
7,172	9,536	37
7,312	9,902	38
7,462	10,290	39
7,622	10,736	40
7,772	11,194	41
7,972	11,764	42
8,152	12,364	43
8,342	13,036	44
8,522	13,798	45
8,762	14,682	46
9,002	15,698	47
9,222	16,900	48
9,512	18,334	49
9,772	19,992	50
10,032		51
10,342		52
10,672		53
10,992		54
11,332		55
11,722		56
12,092		57
12,502		58
12,932		59
13,392		60
13,912		61
14,412		62
15,022		63
15,622		64
16,252		65
16,902		66
17,622		67
18,402		68
19,272		69
20,122		70

*死亡給付金は有期払の場合のみの取扱いとなり、保険料払込期間満了後に死亡されたときにお支払いします。

上記以外のプランをご希望の場合には、裏表紙に記載の募集代理店にお問い合わせください。

[保険期間]終身(無事故給付金特則のみ10年)
 [保険料払込期間]終身または60歳(無事故給付金特則のみ10年)
 [保険料払込方法]月払口座振替・月払クレジットカード払

● 保険料払込期間は **終身(終身払)**・**60歳(有期払)** からお選びいただけます。

基本保障プラン

おすすめプラン

お手軽プラン

保険料の単位:円

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	—
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:I型(手術に対する保障はありません) 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	—
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
1,762	2,106	6
1,772	2,156	7
1,802	2,198	8
1,832	2,248	9
1,862	2,318	10
1,902	2,390	11
1,942	2,450	12
2,002	2,542	13
2,042	2,612	14
2,092	2,702	15
2,152	2,784	16
2,202	2,884	17
2,252	2,986	18
2,322	3,096	19
2,372	3,198	20
2,432	3,300	21
2,492	3,422	22
2,532	3,554	23
2,592	3,666	24
2,642	3,798	25
2,702	3,930	26
2,742	4,062	27
2,802	4,206	28
2,842	4,358	29
2,902	4,512	30
2,942	4,674	31
3,002	4,858	32
3,062	5,062	33
3,112	5,276	34
3,182	5,510	35
3,252	5,776	36
3,312	6,062	37
3,392	6,358	38
3,482	6,724	39
3,582	7,112	40
3,682	7,550	41
3,792	8,050	42
3,912	8,600	43
4,022	9,232	44
4,132	9,944	45
4,282	10,778	46
4,422	11,736	47
4,572	12,868	48
4,722	14,194	49
4,882	15,762	50
5,062		51
5,242		52
5,432		53
5,642		54
5,842		55
6,052		56
6,292		57
6,532		58
6,782		59
7,062		60
7,352		61
7,652		62
7,982		63
8,322		64
8,682		65
9,052		66
9,452		67
9,872		68
10,312		69
10,752		70

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
1,522	1,596	6
1,552	1,636	7
1,602	1,668	8
1,632	1,708	9
1,672	1,768	10
1,712	1,820	11
1,752	1,870	12
1,802	1,922	13
1,842	1,982	14
1,872	2,042	15
1,912	2,114	16
1,952	2,184	17
2,002	2,256	18
2,032	2,336	19
2,082	2,418	20
2,122	2,510	21
2,172	2,602	22
2,212	2,684	23
2,262	2,776	24
2,312	2,878	25
2,362	2,990	26
2,422	3,102	27
2,482	3,216	28
2,542	3,338	29
2,612	3,462	30
2,682	3,604	31
2,762	3,758	32
2,842	3,932	33
2,932	4,096	34
3,022	4,300	35
3,122	4,526	36
3,212	4,752	37
3,322	4,998	38
3,422	5,304	39
3,542	5,612	40
3,662	5,980	41
3,792	6,370	42
3,932	6,820	43
4,062	7,332	44
4,222	7,894	45
4,392	8,568	46
4,552	9,326	47
4,712	10,238	48
4,912	11,304	49
5,092	12,572	50
5,312		51
5,532		52
5,772		53
6,022		54
6,282		55
6,572		56
6,862		57
7,172		58
7,502		59
7,862		60
8,242		61
8,632		62

上乗せ保障プラン

無事故給付金プラン

充実保障プラン

保険料の単位:円

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	付加:20万円
7大生活習慣病特約(2013)	—
保険料払込免除特約	—

主契約・特約・特則名称	契約内容等
主契約	入院給付金:60日型・入院給付金日額1万円 手術給付金:Ⅲ型 [入院中1回につき10万円 入院外1回につき5万円] 死亡給付金:10万円 [入院給付金日額×10]※
放射線治療特約(2013)	付加:5万円 [入院給付金日額×5]
先進医療特約(2013)	付加:先進医療の技術料と同額
無事故給付金特則	付加:20万円
7大生活習慣病特約(2013)	付加:1万円 [主契約の入院給付金日額 ×(入院日数-60日)]
保険料払込免除特約	付加

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
4,682	5,026	6
4,752	5,136	7
4,822	5,218	8
4,872	5,288	9
4,902	5,358	10
4,942	5,430	11
4,962	5,470	12
4,982	5,522	13
4,982	5,552	14
4,992	5,602	15
4,992	5,624	16
4,982	5,664	17
4,972	5,706	18
4,982	5,756	19
4,972	5,798	20
4,972	5,840	21
4,992	5,922	22
4,992	6,014	23
5,032	6,106	24
5,062	6,218	25
5,102	6,330	26
5,142	6,462	27
5,222	6,626	28
5,262	6,778	29
5,342	6,952	30
5,402	7,134	31
5,482	7,338	32
5,542	7,542	33
5,612	7,776	34
5,702	8,030	35
5,792	8,316	36
5,852	8,602	37
5,932	8,898	38
6,022	9,264	39
6,122	9,652	40
6,222	10,090	41
6,332	10,590	42
6,452	11,140	43
6,542	11,752	44
6,652	12,464	45
6,782	13,278	46
6,902	14,216	47
7,032	15,328	48
7,162	16,634	49
7,302	18,182	50
7,442		51
7,582		52
7,732		53
7,902		54
8,042		55
8,212		56
8,392		57
8,592		58
8,782		59
9,002		60
9,232		61
9,452		62
9,702		63
9,962		64
10,222		65
10,472		66
10,752		67
11,052		68
11,372		69
11,692		70

終身(終身払)	60歳(有期払)	契約年齢(歳)
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		0
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		1
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		2
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		3
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		4
取扱対象外となるため、お申し込みいただけません。		5
4,924	5,288	6
5,004	5,398	7
5,074	5,480	8
5,134	5,560	9
5,174	5,640	10
5,224	5,722	11
5,244	5,762	12
5,274	5,834	13
5,294	5,874	14
5,314	5,934	15
5,314	5,966	16
5,334	6,026	17
5,334	6,088	18
5,364	6,146	19
5,374	6,198	20
5,384	6,260	21
5,424	6,372	22
5,454	6,494	23
5,514	6,606	24
5,564	6,748	25
5,634	6,880	26
5,714	7,052	27
5,824	7,246	28
5,884	7,438	29
5,984	7,652	30
6,074	7,864	31
6,204	8,108	32
6,294	8,362	33
6,414	8,646	34
6,534	8,950	35
6,664	9,296	36
6,774	9,632	37
6,914	10,018	38
7,054	10,444	39
7,204	10,902	40
7,354	11,410	41
7,534	12,020	42
7,694	12,660	43
7,854	13,372	44
8,024	14,194	45
8,224	15,118	46
8,414	16,206	47
8,654	17,478	48
8,874	18,964	49
9,094	20,712	50
9,334		51
9,574		52
9,844		53
10,134		54
10,414		55
10,724		56
11,054		57
11,412		58
11,782		59
12,182		60
12,622		61
13,062		62
13,572		63
14,082		64
14,622		65
15,172		66
15,822		67
16,492		68
17,262		69
18,062		70

※死亡給付金は有期払の場合のみの取扱いとなり、保険料払込期間満了後に死亡されたときにお支払いします。

上記以外のプランをご希望の場合には、裏表紙に記載の募集代理店にお問い合わせください。

保障の特長

保障プラン

特約・特則のご説明

充実サポート

月払保険料

Q1 手術給付金の保障対象は？

A1 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為が対象ですが、そのうち、次の(a)～(e)の手術は支払対象外です。

- (a) 創傷処理
例) 包丁で誤って手を切っしまい、5針縫う手術を受けた。
- (b) 皮膚切開術
例) すり傷の消毒をしないまま絆創膏を貼ったら、化膿してしまったので、小さく皮膚を切って、膿を出してもらった。
- (c) デブリードマン
例) 火傷で壊死した部分を切り除いた。
- (d) 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術
例) 脱臼したら、先生が腕を引っ張ったり押ししたりして治してくれた。
- (e) 抜歯手術
例) 「親知らず」が虫歯になったので抜いてもらった。

注意:ここでは1つの具体例を記載しています。具体例以外でも、医師が上記5つの手術として診療報酬算定を行ったものは手術給付金の支払対象外です。医科診療報酬点数表において、「手術料」以外の算定対象とされている治療行為(輸血料、手術検査料、処置料、放射線治療料など)は手術給付金の支払対象外です。歯科治療に伴う歯肉切除手術、歯槽骨整形手術などは、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として記載はないため、手術給付金の支払対象外となります。

Q2 保障の対象範囲内である手術を受けても手術給付金を受取れない場合がありますか？

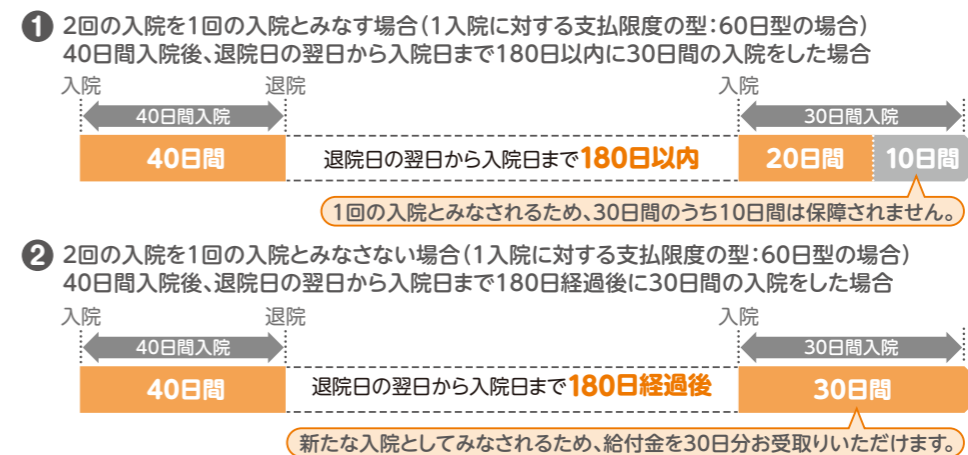
A2 以下の場合等は、手術給付金等をお受け取りいただけません。
 ・保障が開始される時期(責任開始期)より前に生じていた病気やケガを原因とした手術の場合。
 ・告知書に告知いただいた内容が事実と異なっていた場合。
 ・保険料の払込がなく、お客様のご契約が失効した場合。
 ※上記以外にも、支払事由が生じても給付金をお受け取りいただけない場合があります。詳細は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」・「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q3 長期入院や保険外診療の受療により医療費の自己負担が大きくなる場合、病院への支払いの前にこの保険から給付金を受取れますか？特に先進医療は自己負担が高額になることもあるようなので心配です。

A3 病院に医療費をお支払いされる前にご請求いただくことはできませんが、給付金をお受け取りいただくための確認・照会・調査が必要ない場合は、請求書類がAIG富士生命に到着した日の翌日から5営業日以内に給付金をお受け取りいただけますのでご安心ください。
 ※給付金の請求に必要な書類及び、給付金をお受け取りいただくための確認・照会・調査が必要な場合については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Q4 病気で入院をした際、一度退院をして、また、入院をしました。入院給付金は何日分を受取れますか？

A4 一度入院して、その後退院しても、180日以内に原因が同一または医学上重要な関係があるとAIG富士生命が認めた入院をしたときには、1回の入院とみなします。(下図①)ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。(下図②)



Q5 この保険に解約返戻金がありますか？

A5 保険料払込期間により異なります。

[主契約] 《終身タイプ》
 ●終身払の場合:解約返戻金はありません。
 ●有期払の場合:保険料払込期間中は解約返戻金はありません。保険料払込期間満了後は、入院給付金日額×10の解約返戻金があります。

《有期タイプ》
 ●解約返戻金はありません。

[特約・特則] 保険期間を通じて解約返戻金はありません。

Q6 妊娠中でもこの保険に申込みはできますか？

A6 正常妊娠の場合は、その旨を告知いただければ妊娠月数にかかわらずお申込みいただけます。ただし、契約日後、所定の期間内に異常妊娠・異常分娩(帝王切開含む)等となったときには、保障されない(特定疾病不担保)条件でのお引受けとなります。また、他の告知内容等によってはお引受けができない場合があります。

重要事項説明書(契約概要)

「重要事項説明書(契約概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。「重要事項説明書(契約概要)」のほか、お申込みの際に特にご注意いただきたい事項は「重要事項説明書(注意喚起情報)」、支払事由やご契約についての重要事項については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので併せてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

1. 保険商品の名称

正式名称	無解約返戻金型医療保険(2013)
ペットネーム	さいふにやさしい医療保険

2. 保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法等

お申込みいただく保険契約のご契約内容については提案書または申込書でご確認ください。

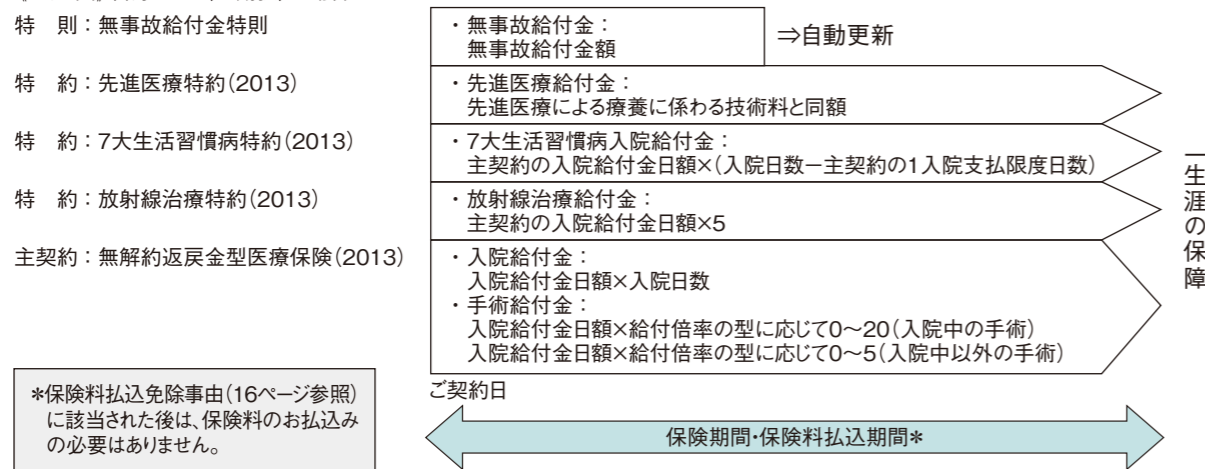
3. 保険料

保険料は、被保険者の性別、契約年齢、保険料払込方法等によって異なります。個別の保険料については提案書または申込書でご確認ください。

●保険商品の特長

- ・病気やケガの治療を目的とした入院・手術等に対する医療保障を主な目的とした商品です。
- ・保険期間は、終身タイプ(生涯を保障)と有期タイプ(一定期間を保障)の2種類より選べます。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。

《しくみ図》終身タイプ(全期払)の場合



*保険料払込免除事由(16ページ参照)に該当された後は、保険料のお払込みの必要はありません。

2. 主契約の保障内容について

●支払事由について

入院給付金	○病気やケガの治療を目的として1日以上入院をされたとき [1入院の支払限度:30日、60日、120日のいずれか][通算支払限度:1,095日]
手術給付金	○病気やケガの治療を目的として所定の手術(※1)を受けられたとき ・入院給付金が支払われる入院中に受けられた手術:入院給付金日額×給付倍率の型に応じて0~20(※2) ・入院給付金が支払われる入院中以外に受けられた手術:入院給付金日額×給付倍率の型に応じて0~5(※2)
死亡給付金	○被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡されたとき(※3)

- ※1 「所定の手術」とは、以下のいずれかに該当する手術のことをいいます。
 (1) 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為
 (2) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為
 (3) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)別表11に定める先進医療に該当する診療行為
 *一部対象とならない診療行為もありますので、詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- ※2 手術給付金の給付倍率は、給付倍率の型によって異なります。(I型の場合、手術給付金の保障はありません。)

給付倍率の型	I型	II型	III型	IV型
給付倍率(入院中)	0倍	5倍	10倍	20倍
給付倍率(入院中以外)	0倍	5倍	5倍	5倍

- ※3 この保険の死亡給付金は以下のとおりです。

死亡給付金	
全期払	・保険期間を通じて死亡給付金はありません。
短期払	・保険料払込期間中の死亡:死亡給付金はありません。 ・保険料払込期間満了後の死亡:入院給付金日額の10倍の死亡給付金をお支払いします。 (保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

●免責事由(支払事由に該当してもお支払いできない場合)について

入院給付金 手術給付金	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存(災害入院給付金は除く) (8) 地震、噴火または津波(※1) (9) 戦争その他の変乱(※1)
死亡給付金	保険契約者または死亡給付金受取人の故意

※1 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その影響の程度に応じ、給付金の全額または一部をお支払いすることがあります。

●保険料の払込免除について

保険料払込期間中に以下のいずれかに該当したときは、以後の保険料の払込が免除されます。

- ・責任開始日または復活日以後の傷害または疾病を原因として所定の高度障害状態(※1)に該当したとき
 - ・責任開始日または復活日以後の不慮の事故による傷害を原因として事故日から180日以内に所定の身体障害状態(※2)に該当したとき
- ※1 所定の高度障害状態については、「主契約(別表3) 対象となる高度障害状態」をご参照ください。
 ※2 所定の身体障害状態については、「主契約(別表4) 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

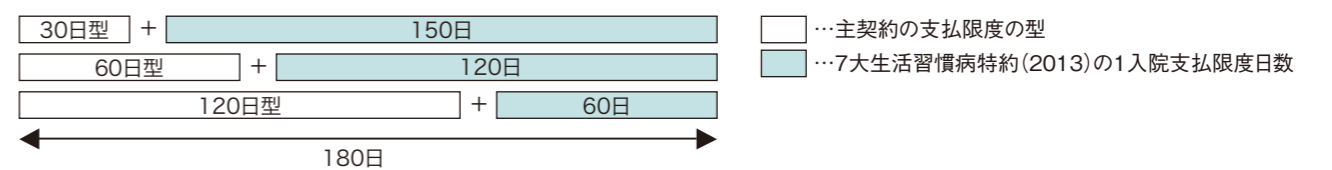
3. 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。

付加できる特約・特則	お支払いする給付金等	支払事由等
先進医療特約(2013)	先進医療給付金(※1) [支払限度]通算:2,000万円	特約の責任開始期(または復活日)以後に発生した病気やケガのため先進医療による療養を受けられたとき
7大生活習慣病特約(2013)	7大生活習慣病入院給付金(※2) [通算支払限度]1,095日	特約の責任開始期(または復活日)以後に発病した7大生活習慣病の治療を目的とした入院をされ、その入院日数が、主約款に規定する1回の入院の支払限度をこえる入院であるとき
放射線治療特約(2013)	放射線治療給付金 (60日に1回の支払を限度とします)	特約の責任開始期(または復活日)以後に発生した病気やケガのため放射線治療(※3)を受けられたとき
保険料払込免除特約	以後の保険料の払込免除	3大疾病により所定の状態に該当されたとき(※4) 所定の身体障害状態に該当されたとき(※5) 所定の要介護状態に該当されたとき(※6)
指定代理請求人特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等を代理請求できます。	
無事故給付金特則	無事故給付金	特約の5年ごとの対象期間満了時に生存され、かつ、対象期間中に疾病入院給付金、災害入院給付金または手術給付金のいずれもお支払いしなかったとき

※1 先進医療給付金額は、被保険者が受けられた先進医療による療養に係る技術料と同額とします。

※2 7大生活習慣病特約(2013)の給付金のお支払いについて
 主契約の入院給付金日額×(入院日数-主契約の1入院支払限度日数)
 ただし、1入院につき、主契約の支払日数とこの特約の支払日数を合算して180日を限度とします。



- ※3 次のいずれかに該当する放射線治療をいいます。
 (1) 医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(血液照射は除きます)
 (2) 放射線治療特約条項(2013)別表7に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

※4 主契約の保険料払込期間中に次のいずれかの事由に該当したときは、以後の保険料払込を免除します。

悪性新生物(がん)	この特約の責任開始期前を含めて初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患したと医師により診断確定されたとき。ただし、「上皮内がん」、「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」および「責任開始日から起算して90日以内に罹患したと医師により診断確定された乳房の悪性新生物」は対象外。
急性心筋梗塞	責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
脳卒中	責任開始期以後に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

※5 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の身体障害の状態に該当されたとき

※6 責任開始期以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当され、その状態が、該当された日から起算して継続して180日以上あることを医師によって診断確定されたとき

4. 契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

5. 解約返戻金について

●解約について

- ・保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。

●解約返戻金について

解約返戻金	
全期払	・保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	・保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後の解約：入院給付金日額の10倍の解約返戻金をお支払いします。 (保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)

※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

6. その他

●自動更新について(契約条件によってはお取扱いできないこともあります。)

- ・下記の保険種類については、保険期間満了日の2か月前までに、ご契約者から継続しない旨のお申出がない限り、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- ・更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率で計算(通常、更新前より高くなります)し、約款も更新時のものが適用されます。
- ・保険期間は原則として更新前の保険期間と同一となります(当社取扱期間を限度とします)。

主契約	無解約返戻金型医療保険(2013)[有期タイプ]
特約・特則	先進医療特約(2013)、7大生活習慣病特約(2013)、放射線治療特約(2013)、無事故給付金特則(※1)

※1 無事故給付金特則は、保険料払込免除となった場合には自動更新のお取扱いをいたしません。

●その他の取扱いについて

「保険料の振替貸付」「契約者貸付」「延長定期保険への変更」「払済保険への変更」はお取扱いしておりません。

■ご契約に際しては、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」も併せてご覧ください。
特に、主契約および特約に関する給付金をお支払いできない場合(免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合等)については、必ずご確認ください。

■(社)生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。
詳細は「重要事項説明書(注意喚起情報)」の「13.ご相談・ご照会・苦情の受付先」をご確認ください。

■ご相談・ご照会・苦情等の受付先

ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情につきましては当社の総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 **AIG富士生命総合サービスセンター**
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間:月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除きます)
ホームページアドレス: <http://www.aig-fuji-life.co.jp>

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、保険商品の内容をご理解いただくための情報は「重要事項説明書(契約概要)」、支払事由やご契約についての重要事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆申込者またはご契約者は、ご契約の申込日またはクーリング・オフ制度について記載された書面をお受取りいただいた日のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。
- ◆この場合、お申込みいただいた金額を全額返還します。ただし、当社が指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、お申込みの撤回またはご契約の解除はできません。

2. 健康状態・職業などの告知義務

(1)告知義務について

- ◆生命保険は、多数の方々から保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- ◆ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- ◆医師の診察を受けられた結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

(2)告知受領権について

- ◆告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3)傷病歴等がある場合の引受対応について

- ◆当社は、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。ご契約の引受けをお断りすることもあります。また、「保険料の割増」「給付金の削減」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります。
- ◆当社は、傷病歴のある方への引受範囲を拡大した商品として「ゴールドメディ・ワイド(引受基準緩和型終身医療保険(10))」を販売しています。

(4)告知が事実と相違する場合

- ◆告知していただくことからは、告知書に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されない場合や、事実と違うことを告知された場合には、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 責任開始日または復活日から2年を経過していても、給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
 - 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実と違うことを告げることを勧めたとき」は当社はご契約または特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について事実を告知されなかったかまたは事実と違うことを告知されたことと認められる場合は、当社はご契約または特約を解除することができます。
 - 「給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
 - ご契約または特約を解除する場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

- ◆上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - 「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日または復活日から2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

3. 保障の責任開始期について

(1)「責任開始期に関する特約」を付加されない場合

この契約の「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じとします。)」を当社が受け取った時、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時が、「第1回保険料を当社が受け取った時」となります。

(2)「責任開始期に関する特約」を付加される場合

この契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

4. 契約確認・保険金給付金確認制度について

- ◆当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込後または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認の際は、プライバシーに関し細心の注意をもってお取扱いいたしますのでご協力をお願いいたします。
- ◆事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで、給付金等をお支払いいたしません。また、保険料払込免除をいたしません。

5. 給付金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- ◆支払事由、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- ◆お客さまからのご請求に応じて給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンターにご連絡ください。
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆給付金等の支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- ◆給付金等の代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約が付加されていれば、あらかじめ指定された指定代理請求人が給付金等の受取人に代わり請求を行うことができます。
 - ご契約者から指定代理請求人の方へ、「ご契約があること」および「代理請求ができること」を必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

6. 給付金等をお支払いできない場合等

給付金等をお支払いできない場合または保険料のお払込みの免除ができない場合があります。

(1)免責事由に該当した場合

- ◆例：保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき、被保険者の犯罪行為によるとき 等

(2)給付金のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合

- ◆給付金のお支払い(保険料のお払込みの免除を含みます。)は、その原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期後に生じた場合に限りです。約款に特に定めがない限り、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、支払事由に該当しません。
- ◆ただし、責任開始日から2年を経過した場合は、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因として支払事由に該当した場合でもお支払いするケースがあります。

(3)告知義務違反により解除された場合

- ◆ご加入(復活)に際して、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しただけなかったり、事実と違うことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約または特約が解除されたとき

(4)重大事由により解除された場合

- ◆給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

(5)ご契約が失効した場合

- ◆保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に給付金等の支払事由が生じたとき

(6)保険契約について詐欺の行為があったものとしてご契約が取り消された場合

(7)給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

7. 払込猶予期間とご契約の効力

- ◆第2回以後の保険料は払込期(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。保険料払込期月内にご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- ◆払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は効力がなくなります(失効)。
- ◆「責任開始期に関する特約」を付加された場合の第1回保険料の払込猶予期間は、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までとなります。払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、保険契約は責任開始日に遡って無効となります(保障がなくなります)。

8. 効力を失ったご契約の復活

- ◆保険料のお払込みがなく効力がなくなった場合(失効)でも、失効日から1年以内であればご契約の復活をお申込みいただけます。
- ◆この場合、改めて告知または診査をしていただきますので、健康状態などによっては復活ができないこともあります。また、お払込みを中止された時から復活する時までの延滞保険料を一時に払い込んでいただきます。告知または診査の結果、当社が復活を承諾した場合には「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

9. 解約と解約返戻金

- ◆保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。
- ◆生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結・維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額を基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
 - 解約返戻金の額は、保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。
- ◆**全期払の場合**
 - ・保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- ◆**短期払の場合**
 - ・保険料払込期間中の解約：解約返戻金はありません。
 - ・保険料払込期間満了後の解約：入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。(保険料払込期間満了日までの保険料が全て払い込まれていることを要します。)
- ※全期払とは保険期間と保険料払込期間が同じものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。